3　毎年度分として交付すべき地方特例交付金の総額は、当該年度における次条第一項に規定する個人住民税減収補填特例交付金総額（平成三十一年度及び平成三十二年度の各年度にあっては、当該個人住民税減収補填特例交付金総額に当該年度における第三条の二第一項に規定する自動車税減収補填特例交付金総額及び当該年度における第三条の三第一項に規定する軽自動車税減収補填特例交付金総額を加算した額）とする。

4　毎年度分として各都道府県又は各市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額は、当該年度において次条第二項の規定により交付すべき個人住民税減収補填特例交付金の額（平成三十一年度及び平成三十二年度の各年度にあっては、当該額に当該年度において第三条の二第二項又は第三項の規定により交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額及び当該年度において第三条の三第二項の規定により交付すべき軽自動車税減収補填特例交付金の額を加算した額）とする。

第三条の見出しを「（個人住民税減収補填特例交付金の額）」に改め、同条第一項中「地方特例交付金の」を「個人住民税減収補填特例交付金の」に改め、「道府県民税」の下に「の所得割」を加え、「市町村民税」を「個人の市町村民税の所得割」に、「において「地方特例交付金総額」を「及び第五条第一項において「個人住民税減収補填特例交付金総額」に改め、同条第二項中「地方特例交付金の」を「個人住民税減収補填特例交付金の」に、「地方特例交付金総額」を「個人住民税減収補填特例交付金総額」に、「合算額」を「合計額」に、「、各市町村」を「として総務省令で定めるところにより算定した額、各市町村」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（自動車税減収補填特例交付金の額）

第三条の二　平成三十一年度及び平成三十二年度の各年度分として交付すべき自動車税減収補填特例交付金の総額は、各都道府県における当該年度の自動車税の環境性能割の自動車税税率特例等による減収見込額の合計額に相当する額として予算で定める額（以下「自動車税減収補填特例交付金総額」という。）とする。

2　平成三十一年度及び平成三十二年度の各年度分として各都道府県に対して交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額は、自動車税減収補填特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各都道府県の自動車税減収見込額（自動車税税率特例等による当該年度分の自動車税の環境性能割の収入の減少の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）により按分した額（次項各号において「各都道府県按分額」という。）から同項の規定により算定した当該都道府県の区域内の各市町村に対して交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額の合計額を控除した額とする。

3　平成三十一年度及び平成三十二年度の各年度分として各市町村に対して交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額は、当該市町村に係る第一号に掲げる額（指定市（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条第三項に規定する指定市をいう。以下この項において同じ。）にあっては、当該額に当該指定市に係る第二号に掲げる額を加算した額）とする。

一　当該市町村を包括する都道府県に係る各都道府県按分額に地方税法第百七十七条の六第一項に規定する政令で定める率を乗じて得た額の百分の四十七に相当する額を、総務省令で定めるところにより、当該都道府県内の各市町村が管理する市町村道の延長及び面積（同項に規定する市町村道の延長及び面積をいう。）により按分した額

二　当該指定市を包括する都道府県に係る各都道府県按分額に地方税法第百七十七条の六第二項に規定する政令で定める率を乗じて得た額の百分の三十五に相当する額に、総務省令で定めるところにより、当該都道府県の区域内に存する一般国道等の延長及び面積（同項に規定する一般国道等の延長及び面積をいう。以下この号において同じ。）のうちに占める当該指定市の区域内に存する一般国道等の延長及び面積の割合を乗じて得た額

（軽自動車税減収補填特例交付金の額）

第三条の三　平成三十一年度及び平成三十二年度の各年度分として交付すべき軽自動車税減収補填特例交付金の総額は、各市町村における当該年度の軽自動車税の環境性能割の軽自動車税税率特例等による減収見込額の合計額に相当する額として予算で定める額（以下「軽自動車税減収補填特例交付金総額」という。）とする。

2　平成三十一年度及び平成三十二年度の各年度分として各市町村に対して交付すべき軽自動車税減収補填特例交付金の額は、軽自動車税減収補填特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各市町村の軽自動車税減収見込額（軽自動車税税率特例等による当該年度分の軽自動車税の環境性能割の収入の減少の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）により按分した額とする。

第四条第一項中「前条第二項」を「第二条第四項」に改める。

第五条第一項の表四月の項中「地方特例交付金の額」を「個人住民税減収補填特例交付金の額」に、「地方特例交付金の総額」を「個人住民税減収補填特例交付金総額」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「においては」を「には」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「等の」を「その他の」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　平成三十一年度における前項の規定の適用については、同項の表四月の項中「個人住民税減収補填特例交付金の額」とあるのは「地方特例交付金の額」と、「前年度の個人住民税減収補填特例交付金総額」とあるのは「前年度の地方特例交付金の総額」とし、平成三十二年度における前項の規定の適用については、同項の表四月の項中「得た額」とあるのは、「得た額に、都道府県にあっては、前年度の当該都道府県に対する自動車税減収補填特例交付金の額に当該年度の自動車税減収補填特例交付金総額の前年度の自動車税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額を、市町村にあっては、前年度の当該市町村に対する自動車税減収補填特例交付金の額に当該年度の自動車税減収補填特例交付金総額の前年度の自動車税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額及び前年度の当該市町村に対する軽自動車税減収補填特例交付金の額に当該年度の軽自動車税減収補填特例交付金総額の前年度の軽自動車税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額の合算額を、それぞれ加算した額」とする。

第八条第一項中「」第二条に規定する地方特例交付金」を「」第二条第一項に規定する地方特例交付金（以下この項において「地方特例交付金」という。）」に改め、「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第二条に規定する」を削り、同条第二項中「」第三条第二項の規定により算定した地方特例交付金」を「」第二条第四項の規定により算定した同条第一項に規定する地方特例交付金（市町村の項第十五号の二において「地方特例交付金」という。）」に、「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三条第二項」を「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第二条第四項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方交付税法（次条において「新地方交付税法」という。）の規定は、平成三十一年度分の地方交付税から適用し、平成三十年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（平成三十一年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第三条　平成三十一年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表市町村の項第十一号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」とする。